

東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則の一部改正（精神障害者保健福祉手帳の様式変更に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(精神障害者)	(精神障害者)
第 2 条 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。	第 2 条 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
(注) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。	(注) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。
「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式	「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式
(1) 紙様式（例）	(1) 紙様式（例）
(裏表紙) 備 考 (表表紙) 障 害 者 手 帳 都道府県（指定都市）名	(裏表紙) 備 考 (表表紙) 障 害 者 手 帳 都道府県（指定都市）名

現 行

(内面左)

3 cm		4 cm
写	ベ	
	ス	
真	ト半裁	

氏名

住所

生年月日

障害等級 号

手帳番号

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

(注意)縦9cm×横6cmを標準とすること。

(2) カード様式

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県(指定都市) 名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

改 正

(内面左)

3 cm		4 cm
写	ベ	
	ス	
真	ト半裁	

氏名

住所

生年月日

障害等級 号

手帳番号

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

(注意1)縦9cm×横6cmを標準とすること。

(注意2)「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

(2) カード様式

(内面右)

交付日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(更新)

(更新)

(更新)

(更新)

都道府県(指定都市) 名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

現 行

(表)

27.5mm	22mm	写真	障害者手帳				53.98mm	2mm
			氏名	住所	生年月日	年 月 日		
			交付日	年 月 日	有効期限	年 月 日		
旅客鉄道株式会社等			都道府県 名			印		
旅客運賃減額 第一種・第二種 (指定都市)								
85.60mm								

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	
注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	

改 正

(表)

27.5mm	22mm	写真	障害者手帳				53.98mm	2mm
			氏名	住所	生年月日	年 月 日		
			交付日	年 月 日	有効期限	年 月 日		
旅客鉄道株式会社等			都道府県 名			印		
旅客運賃減額 第一種・第二種 (指定都市)								
85.60mm								

(注意)「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	
注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	

現 行	改 正
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、2025 年 12 月 1 日から施行する。